

# 和歌山下津港港湾計画書

— 一部変更 —

令和2年2月

和歌山下津港港湾管理者

和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年 6月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年 7月 港湾審議会第169回計画部会
- ・平成12年 5月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成17年 3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成18年 3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成21年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成23年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成24年 2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成25年11月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た和歌山下津港の港湾計画の一部を変更するものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2
2 専用埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	4

## 変更理由

大崎地区において、企業の要請に対応するため、危険物取扱施設計画、専用埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 危険物取扱施設計画

#### 1-1 大崎地区

企業の要請に基づき、以下の施設を撤去する。

〔 既設  
水深 7.8 m ドルフィン 1 バース (専用) 〕

企業の要請に基づき、以下の既定計画を削除する。

〔 既定計画  
水深 7 m ドルフィン 1 バース (専用)  
危険物取扱施設用地 15 ha 〕

### 2 専用埠頭計画

#### 2-1 大崎地区

企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

小型栈橋 1 基 [新規計画]

なお、企業の要請に基づき、以下の既定計画を削除する。

〔 既定計画  
水深 4 m 物揚場 延長 100 m 〕

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

土地需要の変化に対応するため、以下の既定計画を削除する。

（既定計画  
大崎地区 緑地 2 h a）

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

単位:ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面処 分用地	合計
大崎地区	(1) 1				3			(1) 1		(2) 5

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

### 2 土地利用計画

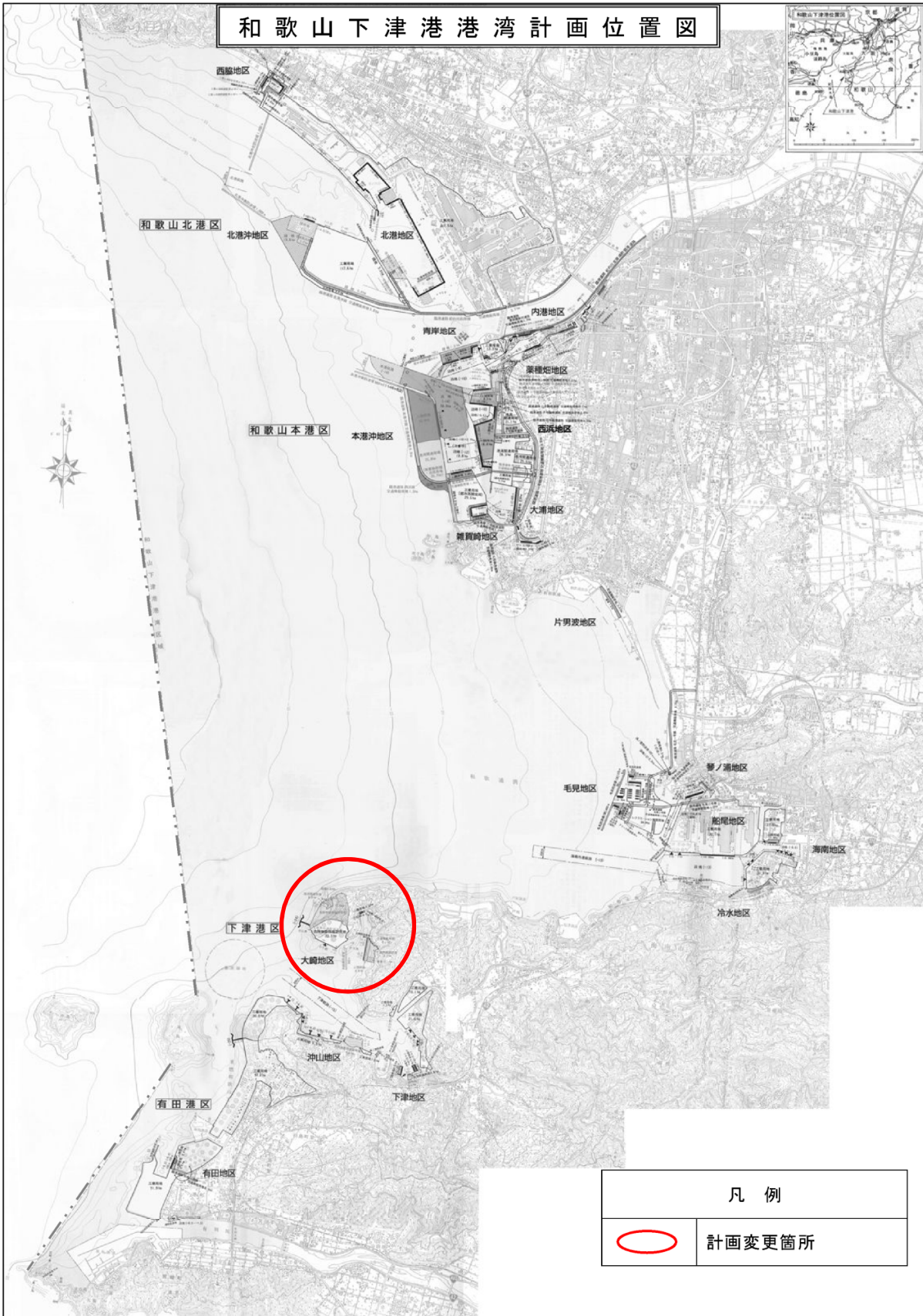
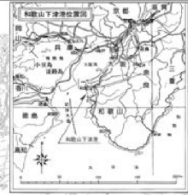
単位:ha


用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面処 分用地	合計
大崎地区	(1) 1			(23) 23	3	(1) 1		(1) 1		(26) 29

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

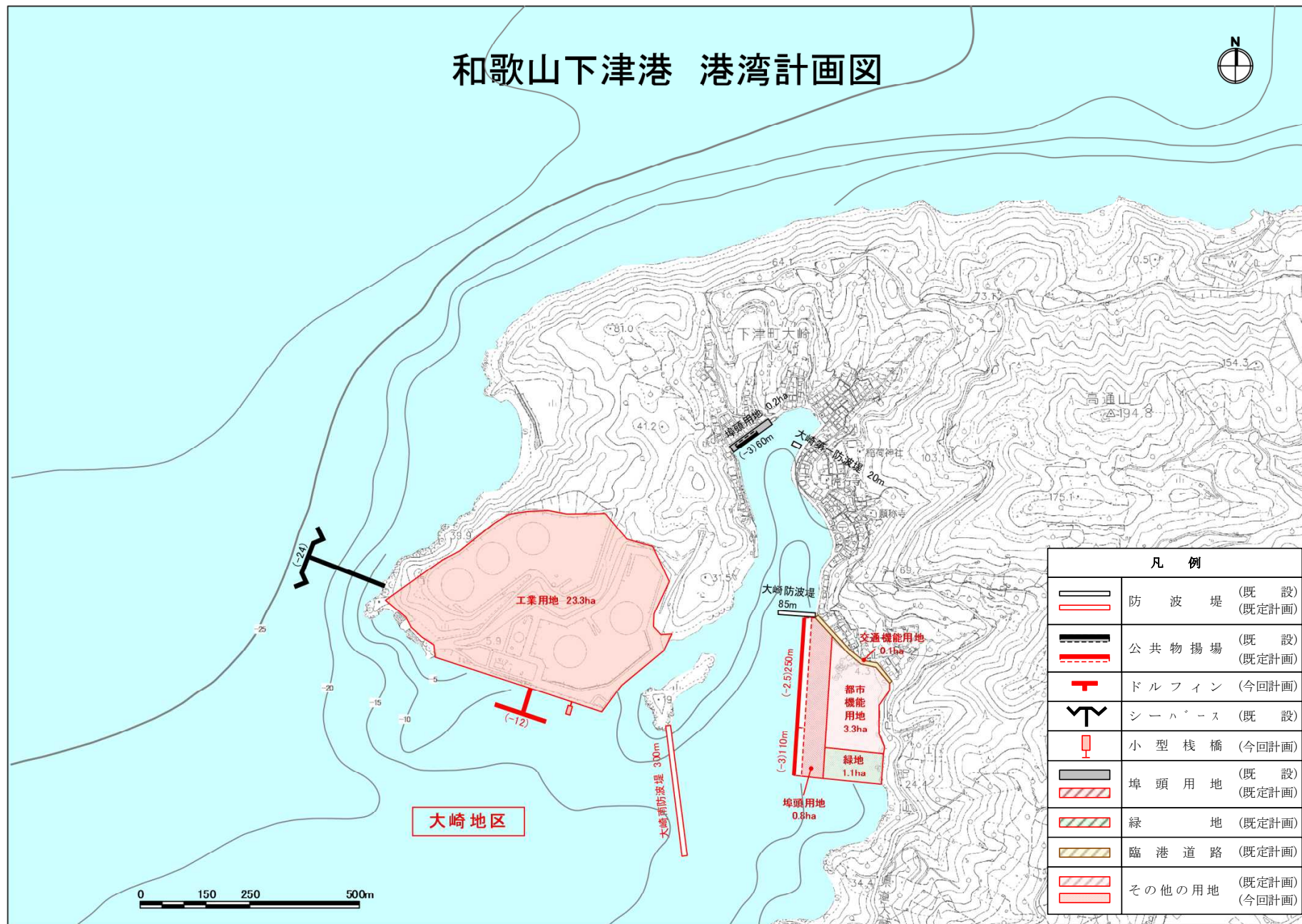
# 和歌山下津港港湾計画位置図



凡例	
	計画変更箇所



# 和歌山下津港 港湾計画図



凡 例	
	防 波 堤 (既 設)
	防 波 堤 (既 定 計 画)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 定 計 画)
	ド ル フ ィ ン (今 回 計 画)
	シ ー ハ ー ス (既 設)
	小 型 棧 橋 (今 回 計 画)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	埠 頭 用 地 (既 定 計 画)
	緑 地 (既 定 計 画)
	臨 港 道 路 (既 定 計 画)
	そ の 他 の 用 地 (既 定 計 画)
	そ の 他 の 用 地 (今 回 計 画)